

特集

ドメスティック・バイオレンス

Domestic Violence

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは?

- ・配偶者や恋人などパートナーからの暴力
- ・「家庭内の問題」「個人的問題」として表面化しなかった暴力
- ・DVは、犯罪となる行為をも含む人権侵害です
- ・根底にある男女の不平等な関係
被害者の多くが女性であり、その背景には、男女の経済力の格差や男性優位、男性中心の社会構造、女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識があります。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

DVは、身体的な暴力だけではありません

身体的暴力

- ・殴る、蹴る、首を絞める、包丁を突きつける、物を投げつける 等

精神的暴力

- ・脅す、無視する、家から閉め出す、大事にしている物を壊す、外出や親族・友人との付き合いを制限する、メールや電話を細かくチェックする 等

経済的暴力

- ・生活費を渡さない、仕事をさせない、支出を細かく監視する 等

性的暴力

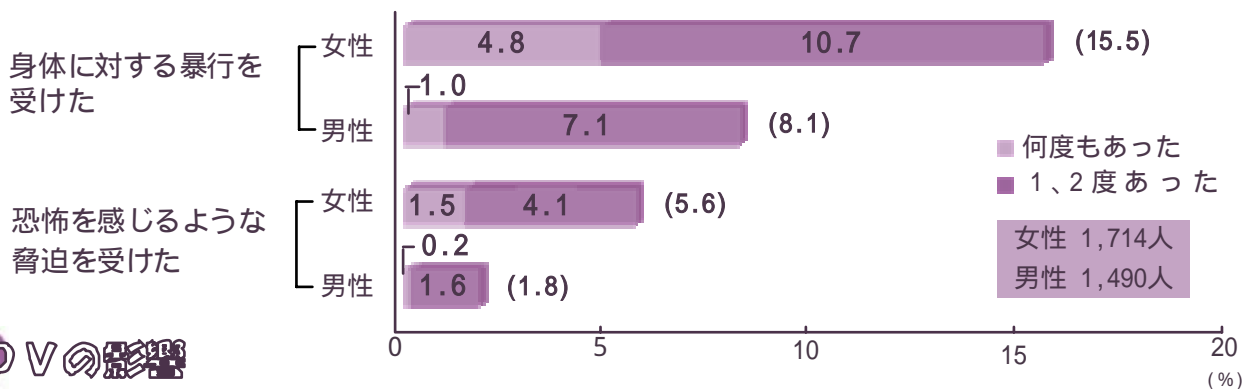
- ・性行為を強要する、見たくないポルノビデオを見せる、避妊に協力しない 等

DVの実態

- ・女性の約6人に1人が身体的な暴力を経験

内閣府が実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」(平成14年実施)によると、配偶者や恋人から「殴ったり、蹴ったり、物を投げつけられたり等」といった身体に対する暴力を受けた女性は15.5%(6人に1人)、4.8%は何度も暴行を受けていました。

配偶者等からの被害経験 これまで(回答者全体)



DVの影響

- ・DVは被害者の心や身体に影響を与えます

身体的暴力により後遺症が残ったり、時には死に至ることもあります。

暴力への不安や絶望、孤独感、恐怖心などにより、心は深く傷つけられます。

・子どもにも深刻な影響を与えます

DVの加害者は、子どもにも暴力をふるっていることがあります。

たとえ直接的な暴力はなくても、暴力を目撃したり、怒鳴り声を聞く家庭環境は、子どもの成長に計り知れない影響があるといわれます。

子どものためにと我慢している結婚生活が、子どもに深刻な影響を与えているかもしれないことを、考えなければなりません。

DVの間違った思い込み

・暴力をふるう人に決まったタイプはありません

暴力をふるうのは、アルコール依存症や特定のタイプだといった思い込みがあります。

暴力をふるう人には、職場や地域では人当たりが良く、真面目で、社会的信用がある人も多く、学歴、職業の有無や種類、年収、年齢にかかわらずあらゆる層で発生しています。

・暴力をふるわれる側に責任があるわけではありません

殴られる側に原因があると暴力を正当化する考えがあり、そのため自分の言い方が悪かったからとか、言われたとおりにならなかったからだと、相手の暴力を自分の落ち度に思い込んでいる被害者が大勢います。どんな理由であれ暴力を正当化することはできません。暴力は人権を著しく侵害するものであり、絶対に許されない行為です。



あなたが悪いわけではありません

デートDV

DVは、高校生など若者の間でもおこっています。親密な関係になると大人のDVと同様なことがおこっています。婚姻関係にない恋人間での暴力を「デートDV」といいます。

悩んでいるあなたへ

暴力をふるわれても我慢するしかないと思っていませんか？

人は皆、安心・安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び、人生を豊かに生きる権利があります。

ひとりで悩まず相談してみませんか？

相談関係機関一覧



相談窓口	電話番号	相談時間
鹿屋市の相談窓口 鹿屋市役所 子育て支援課 婦人相談室	43 - 2111 内線 3186	月 ~ 金曜日 (祝日は除く) 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00
警察の相談窓口 鹿屋警察署 (被害者相談窓口)	44 - 0110	
鹿児島県の相談窓口 鹿児島県男女共同参画センター内相談室 (配偶者暴力相談支援センター)	099 - 221 - 6630 6631	火 ~ 日曜日 9:00 ~ 17:00 (火曜日は 20:00 まで)
鹿児島県婦人相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	099 - 222 - 1467	月、火、水、金曜日 8:30 ~ 17:00 木曜日(20:00 まで) 日曜日 9:00 ~ 15:00

Information

あなたの輝き
活かしてみませんか？

女性人材リスト登録者募集

鹿屋市では、あらゆる分野における、各種委員や各種講座の講師などへの女性の参画を推進しています。現在59名の方に登録していただいておりますが、更に女性人材情報の提供を図るため新規登録者を募集いたします。

応募資格

20歳以上の女性で、次のいずれの条件にも当てはまる方

1. 鹿屋市に住所のある方、又は鹿屋市内で勤務されている方
2. 教育、福祉、芸術、スポーツなどのあらゆる分野で専門的な知識や活動実績のある方、又は有識者・有資格者

登録方法

登録票は鹿屋市役所 市民活動推進課及び各総合支所に置いてあります。また、鹿屋市ホームページからもダウンロードできます。

登録票は市民活動推進課へ提出してください。
(郵送、FAXでも可)

自薦・他薦は問いませんが、他薦の場合は本人の承諾(本人の自署)が必要です。

女性人材リストに関する疑問

Q 登録したら委員や講師を引き受けないといけないの？

A 委員や講師の承諾は、登録者の判断にお任せしています。(強制ではありません)

Q 講演会などに参加しないとイケないの？

A 登録していただいた方には、様々な情報を提供いたしますが参加は登録者の自由です。

Q 登録事項はすべて公開されるの？

A 項目ごとに公開か非公開かを選択していただきます。プライバシーの保護には十分配慮いたします。

Report

鹿屋市男女共同参画地域講座

テーマ：輝け！自分らしさ

～ 男と女の夢ある未来のために ～



男女共同参画を合併後の全市において推進するため、旧3町のそれぞれの地区で地域講座を開催しました。「つどいKANOPYA」の皆さんの鹿児島弁による楽しい紙芝居と、みやざき中央新聞編集長の水谷謹人氏のユーモアたっぷりでもとてもわかりやすい講演に、3会場とも参加された方々に大好評でした。

平成19年度も、串良、吾平、輝北の3地区での地域講座を開催する予定です。

参加者の感想

- ・男女共同参画とは、お互いを思いやる気持ちが大事であると感じた。また、子ども達が「結婚」は良いものだと思うような夫婦生活を築いていけたらと強く思った。
- ・男性の立場からみた男女共同参画の意義と必要性に触れられて、年代層を超えて興味や関心が持てる内容だった。
- ・紙芝居は男女共同参画について良く理解できるよう作成してあった。

《 問い合わせ先 》

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号
TEL:(0994)31-1147
FAX:(0994)40-3003
市民活動推進課(男女共同参画推進室)
メールアドレス
danjyo@e-kanoya.net